

## 第2期京都市食の安全安心推進計画における取組の実施結果について

第2期推進計画では、各種施策の実施状況を把握するとともに取組を評価するため、2つの施策の柱（「食の安全性の確保」、「安心できる食生活の実現」）ごとに指標を定めました。各項目の実施状況等については下表のとおりです。

《第2期推進計画（平成28年度～令和2年度）における取組の実施結果等》

| 柱              | 指標        | 内容【指標の参考値（平成27年度実績）】   | 実施結果 / 課題  |
|----------------|-----------|--|--|
| 柱1…食の安全性の確保    | 健康被害の防止   | 重篤（重体又は死亡に至る健康被害）又は大規模食中毒（患者数50人以上）の発生件数をゼロとし、その他の食中毒についても、減少させる。<br>【重篤又は大規模食中毒事件数（1件）】 | H28:0件, H29:2件, H30:2件, R1:2件, R2:0件<br>○重篤又は大規模食中毒の発生件数は少ないものの、依然として発生していることから、引き続き、食品等事業者による自主的な衛生管理の取組を推進することが必要。   |
|                | 安全な食品の流通  | 市内で製造される広域流通食品の違反件数をゼロとする。<br>【広域流通食品違反件数（2件）】   | H28:0件, H29:0件, H30:0件, R1:0件, R2:0件<br>○広域流通食品で違反はしたが、年間数件の違反食品が発見されている。引き続き、市内で製造される食品の違反を減少させるため、食品等事業者による自主的な衛生管理の取組を推進することが必要。  |
|                | 自主衛生管理の推進 | HACCP導入施設及び京（みやこ）・食の安全衛生管理認証取得施設を拡大していく。<br>【認証取得件数（127施設（新規12件））】                       | H28:127施設（新規3件）, H29:128施設（新規3件）<br>H30:129施設（新規4件）, R1:141施設（新規16件）<br>R2:137施設（新規3件）<br>○HACCPに沿った衛生管理の制度化後も、食品等事業者自ら衛生管理の向上に取り組む仕組みが必要。                                   |
|                | 人材の育成     | 食の安全安心に関する研修会を開催し、人材の育成と資質の向上に努める。<br>【外部研修参加者数（45人）】                                    | H28:28人, H29:35人, H30:52人, R1:45人, R2:16人<br>○外部研修参加者数は令和2年度を除き横ばいであるが、毎年度、継続して外部研修会に職員を派遣し、資質向上に努めている。  |
| 柱2…安心できる食生活の実現 | 情報発信      | メール配信など食の安全に係る情報提供の回数の増加とともに、アクセス数や賛同数の向上なども図る。<br>【メール配信回数（22回）】                        | H28:57回, H29:45回, H30:33回, R1:64回, R2:64回<br>○配信回数は増加傾向。引き続き、積極的に食の安全安心情報を発信するとともに、効果的な情報発信方法の検討が必要。   |
|                | 学習の機会の提供  | 食の安全安心に係る講習会やイベントを開催し、市民等や食品等事業者の方の参加の拡大を図る。<br>【事業参加者数（5,856人）】                         | H28:4,805人, H29:5,230人, H30:5,287人, R1:4,501人, R2:54人<br>○年間5,000人前後で推移してきたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、イベント開催が困難な状況であった。今後はイベント形式によらない方法でも、食の安全安心に関する理解の促進に向け、より効果的な取組の検討が必要。 |
|                | 市民等の理解の促進 | 参加型リスクコミュニケーション事業への参加者数の増加と参加者の理解度の向上に努めるとともに、食の安全安心に関心を持つ人材の育成を図る。<br>【事業参加者数（268人）】    | H28:363人, H29:383人, H30:396人, R1:461人, R2:44人<br>○事業参加数は増加傾向にあったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、参加型イベントの開催が困難な状況であった。今後はイベント形式によらない方法でも、食の安全安心に関する理解の促進に向け、より効果的な取組の検討が必要。        |